直言

第二十九號

SOCIALISM ＝ソーシアリズム＝社會主義＝社會主義は土地、資本、其他あらゆる生產機關の公有を主張する者なり

○社會主義と愛國心

英國社會民主黨首領　ケルチ

現時歐洲諸國社會黨の間に極めて重大なる一問題起れり、即ち萬國聯合社會黨運動の死活に關する重大問題發生し來れり。問題とは何ぞや、萬國聯合運動は如何なる程度に於て愛國心と兩立し得るや、社會主義者は現時制の下に於ける防禦戰爭に參加すべき義務を負へりや否やといふもの即ち是れなり、之に就きて佛國社會主義者の間には二個の相異なれる意見あり、同國社會黨の首領グエーラン氏は曰く、予は國民をして目下の極東戰爭に參加するを拒ましめ、本國紳士閥に對する反抗に依りて社會革命を開始せしむるに盡力せんと、エルヴエ氏は更に一歩を進めて曰く、若し佛國が獨逸より攻擊を受くることありとも、予は國民をして侵入軍に抵抗すること勿らしめ、國內に於ける一層憎むべき敵に對して、其勢力を集注せんことを勸告すべしと、然るに獨逸社會黨の首領ベーベル氏は之に反して、社會民主黨は他黨と同じく獨逸帝國の寸土をも防禦せんとすと議會に於て宣言し、佛國に於てもゲロール、リシヤル氏等の一派は、エルヴエ氏の意見に對して強き反對の意を表せり

此問題に對する解答は、「愛國心」てふ語の意義に依りて決せらるべし、吾人は今茲に古への愛國心を意味すべきか、將た今の愛國心を取るべきか。舊愛國心は自己の國、即ち「生國」に對する愛なりしが、新愛國心は他の人民の國土に對する愛、即ち若し能ふべくんば、それを獲得せんとする決意也、マルクス、エングルスの二氏、共產黨宣言中に述べて曰く「共產黨員は國家廢止の企望を有するものとして非難せらるゝも、勞働者は國家を有せず、吾人は彼等の有せざるものを彼等より奪ふ能はざる也、故に平民は先づ政權を其手中へ收めて、國民の指導者となり、彼等自から其「國」を組織せざるべからず」と、此の平民自から「國」を組織せざるべからずてふ見解よりすれば、愛國心と萬國聯合主義との間に何等の衝突もあらざる也、萬國聯合主義は各國民の自治を基礎とするものなれば也

吾人社會主義者は、小なる人民の國民的自由を禁遏し其獨立を奪はんとする攻擊的戰爭には斷乎として反對す、英國社會黨がボーア戰爭に反對したるは、之れボア人は自から其國事を處置するの權を有すと信じたるが爲にして、又、吾人は萬國聯合主義は自由國民の自由連邦を意味すと信じたるが爲也、茲に於てか知るべし、吾人が英國帝國主義の國外に於ける發動に反對するの理由は、即ち亦た吾人が外國侵入軍に對する抵抗を正當とするの理由なることを、而して吾人が印度防禦に參加するの意思は、又、吾人が印度の獨立に助力せんとすると同一の意思なり、ベーベル氏の議會に於ける言、亦蓋し此意に出づるなるべし

生產機關の共有は人類自由の爲に必須の要件たりてふ、社會主義の根本原理より見る時は、國民なり、自治團體なり、個人なりの自由を得る事は、即ち其の目的にして、共有制度は只だ此の自由を得んが爲の手段に過ぎず、故に吾人が追求し防衞する所のものは即ち經濟上、政治上、及び社會上の自由に在り、されば社會黨の政策は常に此の目的に從はざる可らずと雖も、之を實際に適用するに於て、善く一定の手段を確立するは、決して容易の業に非ず、例へば、一般の原則として、國家の自由、獨立、領土を防衞するは人民の權利にして又義務なりと定むるも、此の原則の當否は外國侵入軍の性質に依りて決せざるべからず吾人は固より英國人として自ら英國を救濟せんと欲す、然れども階段鬪爭はあらゆる他の鬪爭を超越して重要なり、故に、若し佛蘭西、獨逸、若くは其他の國の勞働階級が政權を握り、此國に侵入して此國の革命運動を助けたりとせば、之を歡迎し之に抵抗せざるは、固より吾人の義務たること明瞭なり

されば、國家の自由獨立の爲、及び民權救護の爲には、社會主義者も亦た國防軍を助くるの義務あり、然れども侵略的戰爭には斷じて反對し、內國の權力階級を敵として人民の自由の爲に侵入する外國軍をば斷じて歡迎せざる可らず、是れ洵に簡單明白なる原則の如しと雖も、之を實際に適用するに至つては、決して而かく容易なるものにあらず、貪婪なる侵略に對して起りたる防衞的戰爭も、變じて攻擊的戰爭となり、ボーア戰爭、日露戰爭の如く、其實防衞的にして外觀攻擊的なるものも亦た少からず、從つて社會主義者が純然たる防衞的戰爭なりと信じて戰鬪に從事し、後に至りて其の攻擊的戰鬪たるを知るが如きも、亦た有り得べきの事たり、社會主義者の戰爭に對する義務豈常に明白ならんや、印度の土人が英國の帝國主義的資本家の桎梏より脫んせことは、吾人の衷心より喜悅する處なり、さればとて露國の印度侵入に對して之に抵抗せざるが、吾人の義務なりとは云ふべからず、吾人が我に從屬せる人種を解放し、彼等をして自由に其發達を遂げしむるは正當なり、而かも一旦彼等を吾人の權力の下に置きたる以上は他の一層殘忍貪婪なるべき攻擊者に對しては之を防衞せざるべからず、此の說たるや敢て異論を容るゝの餘地無きが如くなるも、若し一旦之を正義なりとして許容せんか、帝國主義、軍國主義の、不正にして且つ危險なる攻擊侵略の門戶は忽ち茲に開かるべし、ボア戰爭、キユバ戰爭、皆之に托言したる者には非ざりしか

又、前述の如く、社會主義者は人民の權利、國家の自由を防衞する爲には、進んで戰爭に參加すべく、且つあらゆる專制に鉾を向くる侵入軍は之を歡迎し、之に援助すべしとせんか、彼等は他國に於ける斯の如き侵入軍にも、猶ほ參加援助するの準備を爲さゞるべからず、然れども斯の如きの問題は現時直ちに起るべきにあらず、或る一國に於て社會革命が充分の勢力を得るに至らざる限り、此種の侵入軍は決して組織せざる事なかるべし

社會主義と愛國主義との關係、實に斯くの如し、然れども社會主義は假し戰ふべしとするも、戰ふ可らずとするも彼等は今戰ふべき力量方法を有せざるに非ずや、故に社會主義者はトルストイの無抵抗主義を取らざる限り、其の戰ふべき力を有せんが爲に民兵主義を主張せざる可らず、近世の國家の仲裁裁判を以て國際の紛議を決定せんとすれども、而も猶は其背後には兵力なかる可らず、今の社會は到底「力」の上に立てり、「力」に依らずして之を顚覆し得べきや否やは今後の見ものなり、吾人社會主義者如何に戰爭を憎み平和を愛すと雖も、而も事實を無視すること能はず、乃ち此の愛國心と萬國聯合主義との問題に關し、彼是と思ひあはせたる後、現時の狀態の下に於て吾人の爲し得る所は、左の數件の外なしと信ず、曰く常備軍を廢して民兵を以て之に代ふる事、曰く國際裁判所を設け直接投票に依りて和戰を決する事

▲直言記者曰く、本編中、英國に對する日本の態度に關する批評の如き、甚だ其意を得ざるものあり、次號には此の問題に關する吾人の評論を揭ぐべし、吾人は猶ほ次號以下に於て、此問題に關する歐洲社會主義大家の意見を紹介すべし

THE CHOKUGEN.
(The Plain Speaker.)
SOLE ORGAN OF JAPANESE SOCIALISTS.
Issued every Sunday.
Communications addressed to the Heiminsha, Tokyo.

Vol. II. Tokyo, August 20th, 1905. No. 29.

MUNICIPAL REFORMS IN TOKYO.

There are three private companies of street railway in Tokyo, making competition with each other in their prolongation of new lines. The fare is three sen uniform in the lines of each company. But the passengers are compelled to pay, according to the cases, twice or thrice of the uniform fare, for they must traverse two or three companies' lines to make a little long journey.

The Home Minister is now persuading the companies to adjust and unify the lines between them, and suggesting at next to amalgamate themselves to one company if possible. The citizens are wishing at least to have the uniform fare all common between the three companies. And we, the socialists, are insisting the municipalization of all the street railways but in vain.

In connection with this problem the authorities make a plan to remove the slums to the suburbs of the city. If the railway lines are prolonged regularly, they say, the laborers and poor people may live in the suburbs and attend to the factories and offices from there, taking advantage of special commutation fare. The municipality then will build tenement houses for the poor with two or three small rooms in the suburbs, taking great care in ventilation and construction, and rent them with moderate fare. Private building of these tenements may be also allowed if conditions are according to the regulations.

These plans are mainly caused from the sanitary necessity to destroy the pest and other plagues which always germinate in the slum quarters.

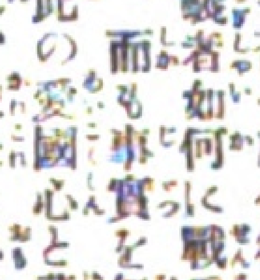

直言は日本社會主義の中央機關紙也!!!

（平民社電話　本局三二六二番）

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

日本之新聞

○日露媾和問題　日露兩國の全權は米國ボーツマスに於て會見を重ねつゝあり、軍費補塡と樺太割讓とは問題の中心となれり、談判は結局破裂すべしとさへ傳ふる者あり、而して國民後援會、對露同志會等の豪傑連は頻りに演說會を開いて國民の自惚心に投じ、徒らに强がりの俗論を鼓吹して得々たり、彼等は最初政府や銀行家の手先となりて、國民敵愾心の煽動、國債應募の勸誘に狂奔しながら、今日となりては却つて御用新聞の爲に、『餘り空騷ぎをしては困る』と云ふ調子に叱られ居るは、笑止千萬の事共なり、國民たる者は是等淺薄の煽動に乘らずして善く其の眞意眞情を政府に知らしめ、政府をして責めて穩當なる戰爭の終結を爲さしむるに勉むべし、滿洲や樺太に濡手で粟を摑まんとする豪傑連の無責任なる强硬論の爲に、此上平民の血を流し膏を絞らるゝは、眞に堪へ得べきに非ざる也

○鹽專賣の弊　鹽專賣の結果として其の價の騰貴せるは近來著しき現象なり、『大阪朝日』最も能く其の眞相を評論せり、曰く

△專賣の結果として鹽價暴騰の一例を擧ぐれば大阪に於ては赤穗三等鹽の小賣相場は昨年八月中旬に於て、百斤につき八十八錢なりしものが、本年八月中旬に至りては、四圓三十八錢に暴騰し、專賣前後の相場に於いて、百斤に對し三圓五十錢の大差を示したり。

△而かして此の鹽價暴騰に由りて國民の失ふ所殊に中流以上に比して比較的重稅負擔を餘儀なくせられつゝある細民の失ふ所は、悉く政府の得る所に非ずして、此日常必需品鹽務局より所謂特約販賣人と稱せらるゝ小數者の手に渡り、更に一手販賣人の手を經由して鹽問屋に至り、問屋より小賣商に至り、小賣商より消費者に至る間に於て、鹽價騰貴に縁りて以て如上の市價を呈するに至る……是に獨り政府財政上の問題に止まらずして、亦社會重要問題なり。

△吾人の信ずる所を以てすれば、鹽專賣の根本的弊害は、事實の上に於て專賣の弊に陷りたるに在り△現行の專賣法は政府に對して交涉の便宜と權力を有する者に於て事實上一種の獨占利益を獲取すべき機會を與ふるものと謂ふべし。

△政府當局者は自己の立場よりして現行法を庇護せんとするの傾向あり、其の結果として鹽價暴騰の罪を以て、一に天候に原因する製鹽供給額の減少に嫁せしめんとするもの〻如し……而も是れ當局者としての窮策に過ぎざるや論なし。

專賣の形式は其の『國營』といふ點に於て社會主義的なれども、其の精神が人民の爲にするに在らざる限りは、其の弊害の百出するは當然なり、一切の產業が人類の便利幸福を目的とせずして、只だ資本家の利益を目的とする、商業主義の現時代に在りては、如何なる制度も皆な平民の爲に有害ならざるは無し

○大阪時事新報の『慰安旅行』　時事新報は嘗て『慈善旅行』なるものを企てたりしが、今回は又大阪に於て『慰安旅行』なるものを企てたり、慈善旅行とは貧民の兒童數十人若しくは數百人を撰びて、それを一隊として鎌倉などに連れゆき、暑中一日の愉快を彼等に與ふるにありき、今回の慰安旅行も亦た略ぼそれと同じく、大阪市在住の出征軍人遺族の子弟（滿八歲より十四歲までの男女）百五十人を限り、二日間和歌の浦に遊ばしむべしといふに在り、あゝ是れ『慈善』と稱する紳士閥の遊戲として、又『本社一片の微衷』と稱する新聞賣廣め策として、蓋し最上のものなるべし、而して吾人も亦た敢て之に反對するの理由を見出だすこと能はず、只だ左に『大阪時事』が自ら記したる効能書の一部を轉載して諸君の熟讀を煩はす

「今や三伏炎熱の候に當り世上の紳士紳商と稱せらるゝ人々は……一夕の納涼に百金を擲つもの其數寔に尠からざる中に一身を軍國に捧ぐること斯の如き勇士の遺家族は……淋漓の風色すらも隨意に賞觀することを得ざるは本社の寔に遺憾とする所なり」「此（二日）間の淸遊は昨年以來父に別れ兄を失ひし幼心の憂悶をも散ずべく又淸新の大氣を充分に呼吸して新鮮の美味に飽かば歲月積りし塵垢をも洗滌して身神ともに生れ變つたる活潑の兒童とならんこと本社の堅く信じて疑はざる所なり」

僅々百五十人の貧兒を僅々二日間遊ばせて、それにて幾十萬の貧民の永久の苦艱を『慰安』し得べしと思へるにや

○貧長屋建築取締規則　といふもの此頃警視廳にて定められたりと云ふ、其の大要左の如し

第一、市內各區要の場所にある貧民窟は全部年限を附し他に移轉せしむる事
第二、現在の貧民長屋に對しては、移轉期限迄は充分に修理せしめ、空氣の流通光線射入を圖らしむる事
第三、貧長屋の間口は一間或は九尺と爲す事
第四、同規則に基き今後新築の納屋は窓を多く設備せしめ空氣の流通及光線の射入を能くせしむる事
第五、隣接長屋との間に於ける路次の區域に對し制限を附する事
第六、下水溝等の設備を完全にして汚水の掃除を能くする事
第五、共同便所に對しては改造を命じ淸潔にせしむる事

都市問題は必ず貧民長屋に到達せざるを得ず、彼等が漸く眼さめかけたらば貧民其者の爲に計るに非ずして、貧民窟より生ずる疫病等の到底防ぎきれざるより起りたる事なれども、何れにしても善し、吾人は斯くの如き改良の一日も早く行はれんことを希望する者なり（前號の本欄『貧民窟を郊外に移すの計劃』參照）

○谷中村問題　は未だに解決せられず、田中正造翁は村民數名と共に內務、農商務の兩省を訪問して、頻りに其の切迫の情を陳じつゝあり、吾人は親しく翁と村民とに接して其の熱誠に打たれ、斯くの如き問題を棄てゝ顧みざる政府と社會とが、其の根底に於て腐れ盡したる事を、今更に感ぜずんばあらざるなり

○聯合敎育會の決議　本月初旬、第五回全國聯合敎育會に於て可決せられたる案件中、注意すべきもの左の如し

一、小學校を國民學校と改稱して其修業年限を六ヶ年とし之を義務敎育とする事　義務は人民に在らずして國家に在り
一、小學校の學校長及敎員を國の官吏となし其俸給は府縣稅を以て支辨する事（官吏と稱するも名譽職と稱するも畢竟下級勞働者たるに過ぎず）
一、貧民敎育補助法を一定せられんことを其の筋へ建議する事（如何に補助法を制定するも、國家の義務といふ根本の考を作らざれば到底駄目なり）
一、小學敎員互助法を定むる事（相互保險の法を設くるは甚だ可なるべし然れども更に必要なるは敎員組合を作りて自ら衛るに在り）

●小田原日記

幸德生

▲十日　風强けれども天晴れたり△下痢止む△『新紀元』第一號を贈らる、鐵月君、政子女史其他諸大家の氣焰萬丈也、明治文運の爲め祝す可し△客あり、鎌倉より來る△桑港のジョンソン氏より予の妻に寄するの書到る、辭極めて懇到、書中に曰く、『七月廿八日には貴下の眞人の出獄を賀せんが爲めに、我少さき家庭に小宴を催し、別に一皿を貴下の眞人の爲めに供ふべし』と、予は此未見の老友の交情に泣けり、彼は極端なる宗敎排斥論者にして、熱心なるアナーキスト也、年六十五、七年前妻を失ひ、其女と共に住めり△此地に來りてより五日、此日黃昏、初めて屋外に出で、步して濱打際に至る、稍疲勞を覺ゆ△夜、陰曆十日の月松に懸り、濱に碎けて、美しさ言ふ可らず、嗚呼此月今宵巢鴨の鐵格子にも差入れるならん

▲十一日　風なく雲なく、水天一碧パノラマを展べたる如し△日中セルの單衣を着るも、肌膚は冷か也△好學雜誌來る、石川半山發行する所也、回顧すれば彼れと始めて面を識りしより今に十七年、爾汝の交曾て渝ることなかりき、而も彼は有名なるハイカラとなり我れは粗野なる蠻カラとなれり、我は僅に四千五百部を印刷する『直言』の一社員たる時、彼は一日十五萬枚を賣る『報知』の編輯長たり、我獄吏に叱咤せられて巢鴨にヘコタるゝの時、彼は大隈伯の壯語に送られて揚々として太平洋を渡れり、想ふに我れ今友人の別墅に寄寓して粥を啜るの時、彼は正にポーツマスのホテルにフォークを揮ふて、盛んに五洲の大勢を談論しつゝあるならん、嗚呼肥たる友よ、瘦たる我は遙かに神の祝福―好運と成功が、汝の上に在らんことを祈る△隣りの細君、伊豆の大島を指點して、同島婦人の風俗を說くこと詳か也△夜、烏賊釣る漁火、花の如し

▲十二日　今日も天氣好し、午時に至りて炎暑堪へ難し△少しく讀書す△夜枯川兄來り枕を並べて臥し我らの事業運動の現在及將來を論じて、娓々として盡きず、午夜を過ぐ、枯川兄曰く、『モウ寢やう』と、鼾聲忽ち雷の如し、予獨り眠ること能はず、天明に至る

▲十三日　午前、林泉寺の愚童和尙飄然箱嶺より至り、枯川兄と鼎坐して譚み談ず△午後加藤國手又東京より來り、晚餐卓上甚だ賑はふ、予問ふ『モウ一週間もすれば歸れるやうになるでしやうか』國手笑つて頭を掉て曰く、『ソンなにアセつても仕方がない』△月雲に入りて海上朦朧たり、和尙は宿し枯川兄は歸る

▲十四日　曉起して欄に凭りて望めば、お醫者さんと坊さんとは、早くも何事をか談笑しながら、濱打際を散步しつゝあり、健康の人は羨むべき哉△朝和尙去り、午後國手歸る、暮雨蕭々として冷やか也、頓に寂寥を覺ゆ

▲十五日　雨未だ止まず、冷氣甚し△妻、夜來胃腸痛み、困臥して動く能はず、患者と看護人と忽ち地を代ふ△『讀賣』の河口兄、訪はる△予、病漸く快方に赴けるが如し、今月を過さば一たび歸京するを得べしと思ふ

●平民社より

（平民社の改革に就て）

堺利彥

▲平民社の組織に一改革を要する事は、我等の久しく認めて居た所でありますが、幸德、西川、二君の不在中は、兎にかく現狀を維持する積りで、どうやらこうやら今日まで漕ぎつけました。然るに、幸德君は既に歸り來り、西川君も遠からず歸り來る事となりましたので、此際、改革の事を議して置くのは、極めて必要であらうと思ひます。

▲二君の不在中は、小生が石川君と共に主として社內事務の責に當つたのでありますが、財政に於ても、編輯に於ても、又社中の取締に於ても、總べて不整頓、不行屆の事ばかりで、實に恐懼の至であります。それについては諸方面より種々懇篤なる忠告も受け、又多少不平の聲なども聞きました。そこで小生は、此際、自己の力量の不足、信任の缺乏を認め、暫く責任の地を去るを以て、當然の次第と信じます。

▲それで小生は、幸德、木下、石川、加藤、佐治、小島の諸氏に對して略ぼ此の意を告げ、善後の策について諸君の講究を求めました。

▲それに、小生は別に一身上の事情もありまして、家庭雜誌を發行して居る由分社の經營を助ける事になりましたので、數日前より麴町區元園町一丁目廿七番地に移り住み、こゝに由分社を置き、家庭雜誌の外に少しづゝ出版を試むる事になりました。小生は今後之を以て一身の衣食を支へる積りであります。而して延岡爲子氏も亦た此の事業を助ける事になりました。

▲それで平民社には、數日前より齋藤兼次郎氏の一家（齋藤氏夫婦と十三歲の養女）が住みこんで、賄手元の事なり、店の事なり、一切を取締つて吳れる事になりました。（松岡文子氏は先頃より健康勝れず、暫く本鄕なる兄君の處に行つて居ります）。

▲然し、斯く云ふたればとて、小生は決して平民社の事務の責を避けるのではありません。今後の組織は如何に變らうとも、矢張り日々出勤して、編輯なり、其他の事なり、相應の事務を分擔する積りであります。而し只だ正面の責任者たる他の有力の人の下に働き、而して衣食の責を平民社に仰がぬ樣にしたいと云ふだけの事です。

▲右の通りの次第につき、目下相談役の間にも相談中でありますから、廣く之を一般同志諸君にも訴へて、御意見を承りたいと存じます。但し、幸德君の健康は急に十分の回復を見る譯に行かず、主治醫たる加藤君も特別の療養を勸告して居る次第でありますし、それに就ては數箇月の間、アメリカの太平洋海岸に漫遊しようかと云ふ計劃もありますので、色々決定しかねて居る事があります。此の米國行の事に就ては、次號に於て幸德君より委しく其次第を申述べる筈でありますが、平民社の財政の現狀は別項の報告にて御承知を乞ふ。

▲石川生申す。前段に堺兄が記されたる如く、二君の不在中は、小生も堺兄に從ふて社務を分擔して居つたのであります。堺兄が負はるゝ責は小生も負はねばなりませぬ。唯だ從來諸先輩の指揮の下に働いて居た小生は、此問題に就いても、やはり諸先輩の指揮に從て去就を決するのが當然であると思ひます。平民社改革の都合により、如何なる命令あるとも、小生は決して拒みませぬ。同志諸君の御敎示を仰ぎます。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

世界之新聞

○英國社會黨本部報告

昨日、[illegible]より英國社會民主黨本部より過去年間の會計報告を報道し來れり、今左に其の重要なる事項を摘載す。

（自千八百九十年至千九百一年[illegible]月十五日）

自千八百九十年 至千八百九十三年十二月卅一日		三四九七、六〇
自千八百九十四年一月一日 至[illegible]年[illegible]月[illegible]日		六六八七、三二
自[illegible]年[illegible]月[illegible]日 至一千九百一年[illegible]月十五日		三四七四、一三
合計		一三六五九、〇五
自千九百[illegible]年 至[illegible]年十二月卅一日		七二一八、〇五
自千九百[illegible]年 至[illegible]年[illegible]月[illegible]日		二六七、三三
自千九百[illegible]年 至[illegible]年[illegible]月十五日		一〇六一、五七
合計		二〇五、一五
總合計		三四〇七、九[illegible]

而して諸國の負擔せる分擔金及び之に對して拂込を爲したる額左の如し。

（國名）	（分擔）	（拂込）
[illegible]	[illegible]	[illegible]
米國社會黨	[illegible]	[illegible]
日本	[illegible]	[illegible]
諸威	[illegible]	[illegible]
ルクセンブルグ	[illegible]	[illegible]
アルゼンチン	[illegible]	[illegible]
瑞西	[illegible]	[illegible]
瑞典	[illegible]	[illegible]

△記者、[illegible]法に日本は[illegible]に相當す[illegible]

吾人同志諸君よ、此の表の中に於て、日本社會黨の負擔額が格外の少數にして、而も其の額すら完濟する能はざるを見るの時、能く冷汗の背に洒る無きを得るや。

○獨逸礦業法案

礦業法案が第三讀會を通過せることは前號に報じたる所なるが、同法案は礦夫の爲めに改良すべき點少きを以て礦夫をして大に失望せしめたりと云ふ、今其の同法の重要なる點を左に摘録すべし。

一、各礦場に於ける六人以上の礦夫委員は、[illegible]

二、委員長は、委員が規則に違反せる時は、一年間以下之れが職務を停止することを得

三、礦長は、礦物の目方及び之に對する支拂を監視すべく、礦夫等自身の中より監視者一人を選出して之に當らしむることを礦夫に許す事

四、礦夫に對しては、礦坑に往復する時間として三十分宛を與ふべき事

未だ此の工場法すら有せざる吾等日本人より之を見れば甚だ羨望するに餘りありと雖とも、而も此法案に依つて獨乙の礦山勞働者諸君は其の賃銀奴隷の境遇を脱し得たりと信ずるにはあらず。吾人は勞働者諸君をして、身を社會の根本的改革に投ずるの餘力あらしめんが爲に、暫く現在の紳士閥に對して此の種の法律をも要請せざるを得ざる也。

○諾威國分離問題

諾威國民が瑞典國との聯合より脱せんとしつゝあることは讀者の既に知れる所なるが、事態は甚だ切迫し來れるに似たり、

△諾威國民は、八月[illegible]日に[illegible]を開きて、瑞典との[illegible]を[illegible]、同時に、又たベルナドッテ家の[illegible]、諸威國王位を[illegible]して、[illegible]、而して[illegible]は共和政體を布告する旨を申込めり、

更に其後の電報に曰く、

△諸威の國民投票[illegible]瑞典國の申出を通過し拒絶したり、共和政を爲すの宣言を發せらるゝに至らん

△諸威の國民投票の結果左の如し

分離　賛成　三十六萬八千九百二十一票　反對　百八十四票

然るに又た別に一の電報あり、曰く、

△諸威國に[illegible]現在の諸威國王に代らんとすることに[illegible]の一點を採らんとす

と、諸國民が果して王國を再立すべきや、將た又た共和政を創立すべきや未だ明かならずと雖ども、吾人は同國民の爲めに、斷じて王政を採らざる也、又た同國社會黨同志に對しては、須らく共和主義を鼓吹せられん事を切望する者也。

○伊國の理石礦夫の同盟罷工

近時伊太利に於て起りたる大理石礦夫の同盟罷工は、歴史的には趣味あり、又經濟的には重大なるものなり、蓋しカルララの大理石採掘といへば世界に有名なるものにして、是れ實に古より、彼の雄大なる羅馬帝國に供給したる所にして、殊に彫刻師の爲めに無二の好材として之を世界に供給する本家たりし也、然るに此處に勞働しつゝある礦夫等の状況は、歴史の始めより今日に至るまで殆んど變化なく悲しき悲境に在りき、かくて彼等は專制約束の下に久しく奴隷的生活を續け來りしが、今や忍ぶ能はずして遂に自ら起てり、吾人は彼等が永く其の奮闘を續くるの堅忍あることを切望する者也、而して須らく其の稍りし權利を贖さんことを祈る。

○反亂暴動一束

紳士閥專制の壓力は將に地球の全面を蔽はんとするに當り、積年の鬱屈は如何なる小火口をも辿りて爆發せずんば止まざらんとす、見よ、彼の露國の革命、諸威の分離を外にして、到る處に反亂の沸起するを

△[illegible]　內作の爲め[illegible]に一揆起れり

△南米の[illegible]政府　アージェンチン共和國に於て、一無政府黨員大統領クインタナ氏の命を奪はんとしたる事あらず

△[illegible]　南セントペテル[illegible]に於て[illegible]は[illegible]し[illegible]の首長を[illegible]

△[illegible]　獨逸領東阿非利加の反亂にて[illegible]少佐之を鎭定したり、[illegible]

△[illegible]は[illegible]を[illegible]したり

一葉落ちて天下の秋を知る、疑問の士、豈に刮目して傾聽せざるを得んや。

●平民社財政の現狀

▲「直言」第十一號及び第十六號に於て報告致しました通り、平民社は三月末に於て七十五圓、四月末に於て百圓の補助を『運動基金』より受けて居ります。其後五月末に於ては百六十圓といふ多額の補助を受けました、是れは迫害の烈しき中に種々の運動をして、色々人の出入が多かつたり何かした結果であります。それから六月には更に昇つて二百圓といふ多額の補助を受くるの止むを得ざるに立至りました。是は六月は半期の決算期でありますので、書籍印刷代の滯りを大分沢山仕拂つた結果であります。

▲若し此の勢ひで不足額が進みますならば、平民社は直ちに滅亡するより外はありませぬが、幸ひにも七月は存外い好成績を見ました。即ち七月末の決算には平民社は運動基金の補助を受けざるのみならず、却つて五十餘圓の現金を翌月へ繰越しました。是には『良人の自白』の賣行が大に預つて力ある次第であります。

▲そこで『運動基金』は如何なる有樣であるかと云ふに、直言第十六號の報告以後に於て左の如く收支せられて居ります

●收入之部

▲金百八十七圓七十四錢　五月十日現在
▲金三十二圓三十錢五厘　五月十七日迄收入
▲金三十二圓〇六錢五厘　五月廿四日迄收入
▲金十八圓四十錢　五月卅一日迄收入
▲金十四圓十九錢　六月七日迄收入
▲金十一圓三十錢　六月十五日迄收入
▲金八圓四錢　六月廿二日迄收入
▲金十六圓八十二錢　六月廿九日迄收入
▲金[illegible]圓八十七錢　七月五日迄收入
▲金七圓二十二錢　七月十二日迄收入
▲金一圓二十五錢　七月廿一日迄收入
▲金四十三圓〇二錢　八月二日迄收入
▲金十二圓六十五錢　八月十六日迄收入

（右收入の分內譯左の如し）

△金十[illegible]錢　前橋　林　省三氏
△金十錢　茨城　佐竹　支藏氏
△金一圓　四谷　石井　明三郎氏
△金一圓　前橋　福崎　[illegible]平氏
△金十錢　一　志生
△金二十錢　一　讀者
△金二十錢　前橋　無　名　氏
△金二十錢　赤坂　岩崎　貞[illegible]氏
△金四十錢　澁谷　神川　松イ氏
△金一圓　郡山　栗山　猪藏氏
△金五十錢　鯨岡　芋　牧師
△金一圓　無　名　氏
△金一圓　牛込　森田　四郎氏
△金一圓　伯耆　熊谷　溪氏
△金一圓　横濱　關水　和介氏
△金一圓　北海道　白土　字右氏
△金五十錢　同　鈴木　重美氏
△金二圓　同　喚澤　悠吉氏

收入合計　金七百八十七圓三十七錢

●支出之部

▲金百六十圓　五月末平民社補助
▲金二百圓　六月末平民社補助
▲金三十七圓四十五錢　選擧運動費
▲金九圓二十三錢五厘　演說會・茶話會費
▲金五圓　傳道行商補助
▲金十四圓二十錢　チラシ印刷費
▲金二十錢　特別秘密費

支出合計　金四百三十六圓八十八錢五厘

差引現在　金三百五十圓四十八錢五厘

▲然るに、國光社にはまだ吾等が印刷代の滯りが三百五十圓ほどあります。それに沒收器械の賠償も第一回分を拂込んだばかりで、跡は其儘になつて居ります。即ちそれもまだ二百圓ばかり殘つて居ります。それに又、共産黨宣言事件が若し元の通り有罪になるとすれば、二百四十圓と云ふ罰金を拂はねばなりませぬ。之を合計すれば、運動基金現在三百五十圓餘を一時に使つてしまつても、到底引足る譯ではありませぬ。

▲平民社財政の現狀は大體斯くの如き有樣で、書籍に關する收支に依つて常に大變動を來して居ります。そこで新聞と書籍との經濟を別にせねば到底キッチリした豫算は立ちかねますが、何にせよ此際一改革をして、堅固なる財政の基礎を定めねばならぬと思ひます。

●普通選擧の請願

△普通選擧の請願は、何時も議會開會の際になりて請願者を集める爲め、思ふ樣に集まりません、其れ故、今年は今から心がけて澤山に提出したいと思ひます。故に御面倒にて恐縮ですが同志諸君、御盡力下さい。

△但し、一枚に付き二十人の署名を取る事を御願します。一枚の請願用紙に請願者五十人迄記入する事が出來ます。

△用紙は一枚一錢にて平民社内小生宛にて御申越し下さい。

齋藤兼次郎

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

●東北遊説日記(四)

於松島看月樓上 渡 海

▲鶴岡町▼

△六日、朝來訪問の客引きもきらず、加藤幹雄君は海老名教會の加藤直士氏の兄弟で、(此地の)法學士辯護士といふ、大形の名刺を女中に取りつがせてやつて來られた、社會主義を大に研究して見やうといふ、君は禪學をよくするといふので禪の逸話が初まつて滿座哄笑時の移るのを忘れた、それから加藤辯護士の從弟に白井俊三といふ人があつて山形で教員をしてゐるさうだ「良人の自白」中の人名と妙に符合してるとて大笑ひ。けふは一時から昨晩とは違つた二百人町の日本クリスト教會で學術演説會を開いた會集者は八十有餘名雨天の爲め幾らかは集まる人が少なかつたらふと思ふ、多くは學生らしき人たちだ、中には官吏も町人もある、笹原兄は先づ立つて、自分が始めて社會主義者となつた道ゆきを物語り、其實て民友社から出た「現代の社會主義」といふ書物で徳富氏が、社會主義を排すべきもの、恐ろしきものとして照介されたのにある、それから早稻田大學で安部先生の社會政策を聞き、卒業して此地の新聞を主宰するに至るや、熱心に之を主張してる云々と結ばれた、次に予は普通選擧に就て自分の考の大體を述べ終りに及んで例によつて例の如し、木下氏は「我國の社會狀態の變遷とそれに伴ふて發達せる社會主義の思想及び運動」に就て例の如く大雄辯を振はれた地方の數新聞は氏の雄辯を傳へて、其社會主義に反對すると否とに拘らず「大雄辯を振ふた」といふ文字を用ふるべく餘儀なくされてゐる

▲夜にクリスト教會の力で木下氏の宗教演説が開かれた、爰にも警察がやつて來た、始めは傍聽だといふてゐたが、牧師が傍聽ならば神の御前に出るのだから帽と帶劍をとつて講壇に傍聽席へ下つて聞いてゐろといはると、警官は、イヤ少々監督の必要があるといふた。

▲木の下氏も教壇から最と々々嚴かに警長を見下ろして、斯みなる此質問には、余は臨んに隠ば答、否使徒、否クリスト、否神の光榮を認め得た、そして予は我が兄が常に之く此警官の氣に滿たされておらんことを切に祈つた。

▲演舌の主旨は「神てふ思想の發達」と題して四海同胞主義は神の思想と共に廣く且つ深くなりゆくべく、而して日本人の天職は此四海同胞主義の實現にあり、今の教會及び信徒が一の不道德に執着し、尚國の神、宇宙の神を忘れ四海同胞主義を忘るることを叱咤して退いた、此夜は風雨殊に激しかれども集まれるもの男女數十名に及びたり。

△七日 午後一時より、日本クリスト教會にて木下氏の宗教演説あり、此日雨猶連りにして小やみもなし、されど集まるものは意外に多く八十有餘の聽衆を得たり、「現代の文學とクリスト教」と題して文學の本領は人生の秘密の鍵を開くにあり、而して人生の秘密の鍵とは戀愛也、神の靈氣の輝き也、文學者の品格と其作物の高下は一に此いと高き神を直覺すると否とにありと論結せられたり。

△終つて木川亭と稱するにて學生茶話會を開く亭は町の西端に位して此町には不似合なる建物也、東北の地到る所酒樓の大なるものあり、山形には三四樓あり、其大なること恐らくは天下に其比なかるべし、案ずるに東北の地、地主資本家の徒跋扈跳梁して此遊樓を需要するものなるべし、鶴岡町にて聞くに此地に於ける金銀貸借は多くは高利にして、貸借手續結了の際には借主は必ず貸主を酒樓又は妓樓に招じて大散財をなすを習ひとせりといふ、之れ貸主の强迫的散財也。

△木川亭の二階は朱塗の欄干を回らして數百の客を容るゝに足る、大なる庭は縱横に池水を引きて、河骨など處々に浮べり、陰々たる細雨の間靜かに蛙聲を聞くべく、莊内の田野は廣く開けて一望の内にあり、遙かに月山羽黑の諸峯と相對して嶺の白雪は天に連なつて雲と分つ能はず、此活畵圖中に集へるものは新聞記者あり牧師あり學生あり官吏あり探偵あり一同紀念にとて寫眞をとる、茶菓の間に木下氏の旅行談あり、誰れやらが發起にて順番に各自の嗜好を語らしむ、讀書數奇あり、音樂數奇あり、木登り數奇あり散歩數奇あり、登山數奇あり、沈默數奇あり、最後に予の番となつたので、予は眞面目に教育があつて、感情の美はしい婦人と對話することは一番數奇だといふたらば、一同手を拍て笑ひ且つ贊成した、此會を閉ぢたのが六時。

△夜はクリスト教會にも最後の演説、笹原兄の開會の辭に次で予は立つた、鶴岡に入りてよりこのかた、予は一度も滿足に演了せしことなし、今夜は鶴岡町の分れの演説なのだから何とかして無事に演了して見たいと考へた、けれどもどうしても僕には木下氏の樣に甘く云ひこなせない、萬策盡きて茲に新たなる兵法を案出した、之は定石はづしの演説だ一先づ露西亞皇帝が自己中心の馬鹿なる國家道德を强ゆるの政策と、其不都合を説いて次に日本非興國論といふ樣な事を付け加へて、警官に御禮をいふて聽衆に離別の辭を呈して退いた、木下氏の今夜の演舌は實に予が嘗て聽いた最も雄辯なるものゝ一つであつた、氏は婦人問題に就き滔々二時間餘に亘りて其眞相を語りて曰く「婦人を今日の奴隷的境遇より救ふべし」とて、男女職業の競爭を論じ婦人勞働者の爲に滿腔の赤情を吐露し集まる百數十の聽衆をして深き天來の眞理を理解せしめ、言々句々よく人を襲ひ泣かしめ、振はしめ遂に此社會の惡制度が淸き乳房によりて愛の血を注ぐべき婦人の大天職を全くせしめずと叫び、來春を期して再び東北の途に上るべければ願はくは此社會の大欠陷に一片の同情を捧げて茲に多數の同志を得て再び來るの時、オー汝よく來れりと握手する多數の友を見んことを希望し、終りに、イザ之より此町を去らむとて衆をして等しく離別の哀情に泣かしめぬ、快々何等の痛快ぞや、吾人は斯の如き兄弟を有するを光榮とせり。

△思ふに鶴岡町三日の逗留は多少の効果を奏したるもの、如し、茲に笹原兄及同志諸兄に深謝す、願くば爾後益相携へて共に莊内の革新、否社會革新の任に當らん也。

△十時此地を發して清川村にと向ふ此間五里餘、明日は細島に約あれば之に間に合はざるべからず、一時過ぎ清川に着く數日間の睡眠不足の爲め、木下氏の如きは車上醉ッパライの如く身をフラ々々させてゆく「帽子を落してはイケマセヌ」と後から警戒しつゝ行つた、宿に着いて見るとこはそも如何に予の帽子がない！

△八日朝五時に茲を發して新莊ステーションに向ふ、道は最上川に沿ふて石高し車上多く睡り勝ちにてドンな處を通つて來たか能くは知らず、十一時半の本莊發上りに投ず、楯岡にては伊藤兄が出てゐて呉れた、何だか分れが惜い、天童驛にて巡査が遣つて來て予に福島へ御出ですかと問ふた故、何か必要かと云へば、けふ社會派(黨といはず)の人が此汽車で通るといふのだが、アナタ方ですかと問ふた、彼は名刺を出して山形へ寄りはしないかなど、問ひつゝ余にも亦刺を乞ふた時に木下氏は華胥に遊びつゝある、御上の御手數をかけては實に相濟まぬ、併し刑事巡査など薄給者には多少旅費が取れて助かるだらう、之も矢張り貧民救助か知ら。

▲福島町▼

△六時頃福島に着く福島民報の主筆門田氏は此地の同志だ、氏が予等の一行を迎へて此地に大演説會を開かんと計畫するや、各種なる迫害は氏が身上に及び、豫て夫人及びベビーを郷里仙臺に返へして不時に備ふ、爾後會場の奔走に努めて警察の干渉と戰ひ、クリスト教會を會場と約す、然るに開會の前夕に當りて牧師某急に口實を以て前約を破り爲に氏の盡力をして空しく水泡に歸せしめぬ、爲政者の迫害素より許すべからず然れども斯く迄腰の弱き牧師は他地方にては稀に見る所也、こんな男に十字架も聖書も分つたものに非らず、此男永久の亡びに入るべきこと相違もなかるべし。

△かくて此地の演説會は開かれず、されど門田氏石井氏其他有志の厚意により福島ホテルに於て晩餐會を開かる、十時頃迄且食ひ且快談して散じ、門田氏の家に宿る、朝餉は氏が手づから炊げるものなり、一種云ふべからざる妙味あり、茲に氏及び、有志家諸君に感謝す。

次に福島にては、小學教員に次の如き御布令を回したさうだ。

學第二〇四四號

近來社會主義として各地を遊説するもの多きを知へ現に木下尚江笹原寶三等本縣内遊説中に有之候然るに彼等の現に唱道する非戰爭論非國家主義論の如き到底國家の目的と相合せざるものなるにも拘はらず現時國民の教育に任ずる小學校教員にして右等主義者の會合に贊同し若くば演説を歡迎……するが如きもの往々有之哉に候處右は國民教育の任に在るものゝ行動として穩かならざるのみならず延て公安の保持上にも至大の影響を及ぼす次第に付部下職員に對し相當御示達の上右等不都合の所爲無之樣御注意相成度依命此段及通牒候也

明治三十八年八月八日

信夫郡書記 伊東 儀實

因に記す、鶴岡にては視學官が態々出張して中學生を集めて社會主義演説會などには出るなといふたさうだ、之は却て學生の好奇心を起さしむる樣な物でないか何にしても種々御手數な事也。

仙臺松島の記は木下氏より。

●天下の奇法

千里眼

△平和となる法　土地と漁業權と鐵道と金を奪却すべし

△人に尊び敬れる法　人を澤山鐵砲で打殺すべし

△大明神となる法　軍艦を海に撃沈すべし

△慈善家となる法　大泥棒をして、其百萬分の一を大學、寺、教會、養育院へ寄附すべし、但し姓名はなるたけ大書すべし

△神社佛閣の流行る法　徴兵よけの御利益ありと吹聽すべし

△出征軍人遺族が貧困を免るゝ法　新聞社へ行つて泣き付くべし、翌日から三十錢五十錢の救助金は雨の降る如く來るべし、併し一圓と纏まりたるは少し、金持が呉れぬ本體合なり

◎東北遊說日記（五）

湖鄉生

▲宮城野の呼び

△十一日の朝まだきに起き出で、松島の朝景色を見た、只良い景色だといふの外はない、車をかつて吉岡に向ふた、石高道に揺られ〳〵つゝ日に照らされて漸く十二時半頃此地の同志仲[illegible]師本[illegible]氏を訪ふたが生憎不在だ、態々招いて置きながら不在とは随分ヒドイ人だと思はないでもなかつたが、併し何か余儀ない事情が出来したのだつたらう、吾人は本郷氏の親切をいのり、吉岡町をあちこちと[illegible]き回りを[illegible]警官を[illegible]の前に思ひつゝ、座を[illegible]つて此地を去つた、呼[illegible]音を受くる能はざりし吉岡町は呪はれたる哉。

△仙臺[illegible]ない[illegible]商分[illegible]は[illegible]の[illegible]車を[illegible]いで[illegible]へと六里の道を又も[illegible]られつゝ、急いだ、九日仙臺を出でしより以來われら一行の後を[illegible]に張つて居る[illegible]くつけまとうて來た刑事[illegible]今[illegible]日[illegible]警察署へ[illegible]入[illegible]してしまつた。

△此[illegible]は[illegible]より[illegible]らぬ岩沼といふに[illegible]つた、町には[illegible]工場がある様で十時[illegible]働いてゐる、朝は五時からだとのこと、茲にも労働問題は起つてゐる。

△宮城を去るの時、木下兄は叫んだ「吁汝仙臺よ汝終に吾が前に其名を屈して低頭[illegible]れ」に聞くの時あるを忘るゝ勿れ」と、之を聞いた予は少なからず一種のインスピレーションに打たれた。

△けふ此地にて仙臺河北新聞を手にして先づ見た、町桂太郎は神楽坊を購入した人身買賣をやつた、聞く彼れの妻は彼が高平太時代に買ふた名古屋芸妓の下女だといふ、今又茲に此汚行あり、烈也、冠せる休戦也、同紙又曰く「桂首相を兄に持てる桂次郎氏は妾を携へて松島に遊び當地に立ち寄れり」と何ぞ其兼つきの美ましげなる、かくて天下の風教は腐敗汚潤[illegible]に救ふべからず、[illegible]國の[illegible]民[illegible]大[illegible]之にか之わらんや、亡滅の國民と[illegible]、新聞紙は[illegible]理的こ[illegible]問し能はざる也、之を[illegible]め、宗教家は恐れて[illegible]はず、道な者は仕方がないと云ひ、唯物論者は之れも物質の合せる也といふ、〇をきれ、〇つを殺せ、〇〇を[illegible]れ、かくて吾人の腹の虫は俵に論へる也。

▲郡山の文學會

△われらは樹さに郡山ではシタヽカにやつゝけられたので、此度こそは首尾よかれ」と祈つてゐた、夜よ[illegible]終園兄の聖公會堂で、木下氏の文學演說が開かれた、集まるもの其の名から言ふと雖も、皆熱心に傾聴した、社會主義に對する批評的質問や[illegible]ら論議は縦横に非常に開いた、但し都市巡査の臨在！無かりけり。

△この骨子[illegible]氏[illegible]にモーゼの畫像を見た、其の熱烈不屈の相貌は予[illegible]、凡骨、俗物、ノッペリ顔、助平面と[illegible]類が違ふ、人相は確かに其心情を表現してゐるのだ、そして予は常に[illegible]わが内にわきす神の御性をもこの野獣的性をそて罰ひ不り、神の光栄を身に現はすことの出来ぬのを朝夕の祈りに泣いてゐる、徳者などは氣違ひだといふだらうが、予は併せん迄にモーゼの後を泣きしたうものだ、吁本當に吾が愛々たる同胞を率いてカナンの地に出づるものは、クリスト教の本義なる博愛を命とせざるもの、能くする所であらうか。

▲宇都宮

△宇都宮に下車したのは一時、二時からはこの地で演說會が開かれる筈、先づステーション前の茶店で飯食を食ひ、元宏園の一ホテルに同志猪熊[illegible]氏を問ふた、氏はションボリとして告げて曰く「警察の干渉でスッカリ會場を断はられた」と、かくては政治は文明の妨害者也、人道の敵なり、やがて其存在の價値を疑はざるべからず。

[illegible]述ふとしてゐると、丁度そこへ美以教會の牧師坂[illegible]氏が來て、木下氏に宗教演說を頼んだので、今夜は茲に止まることゝなつた、此[illegible]は[illegible]會[illegible]今夜は其[illegible]一夜であるさうだ、木下氏の[illegible]記の上から人口論をやつた、[illegible]會堂の口にゐて一々這入るものゝ姓名住所年齢職業を聞かれた、御苦労な事だ、併しこゝへ來た者は警官の顔に[illegible]たとして[illegible]々五月蝿く訪問などは[illegible]御話りをして置く、何となれば警官は素と汚れたる[illegible]なれば也。

△公園の付近の[illegible]翠閣に[illegible]也、われらの通されたる部屋は伊藤博文の[illegible]の室、伊藤が韓國に大使として行つた時の宿泊もある、其此地の某といふ山師が自分の宿[illegible]一所になつてゐるので自慢さうに語つたのだとの事、又驚くべきは此部屋に[illegible]等の云ふを恥とする額がかけてある、旅行中至る所の宿屋にある其多くは不潔な額や掛物であつた、ドーモ困つた物だ。

△十四日朝、降りしきる雨を冒して宇都宮デポットに至り十一時發列車に投じて午後二時半といふに上野に安着した、サテけふからは又都の人、塵にまみれの人、木下氏は其スヰートホームに、枕する所なき予は砂漠に迷へる小羊の如く、人の家庭の居候として再びおぼつかなき氣機嫌をもとりかぬる身とはなり終つた、嗟。

此日記へ終るに望み、東北諸國の同志諸君、及びわれら一行の爲めに會堂寺院など開放されたる宗教家諸君に向つて茲に其好意を深謝し、併せて諸兄の上に多くの祝福あらむことを祈り來る。

木下尚江
山田湖鄉

●吉岡町の同志より

△本郷氏　仙臺にて木下氏に會する積りなりしに途[illegible]會[illegible]、甚だ遺憾なり。

△山本氏　木下氏來遊豫定日の前日に至り、兵營より突然他に出張、出張する程の用件も無きに[illegible]命ぜられ、實に失[illegible]せり。

右兩氏より熱切仔細に事情を報ぜられたれば附録す。

◎清閑一日の記（一）

木下生

▲仙臺一時間の逍遥

△夫に僕等に二日の清閑を恩賜せられた、仙臺の警察が如何ほど社會主義の集會を[illegible]しめてゐる、されど僕等は二三の同情者に特殊の厚意を謝する爲めに九日の一時頃に角こゝに下車したのである、停車場を出で先づ目に着いたのは白木造りの大きな建物である、二つの入口があつて[illegible]「[illegible]將校集會所」「下士卒集會所」と書いてある、二師團の所在地とは誰が目にも明かに見へた。

△停車場前の丹六旅店に荷物を[illegible]上げて通信を認め、其れから[illegible]の町に[illegible]方[illegible]ら[illegible]。[illegible]

[illegible]

△宿に戻つて不取敢二通の手紙の封を切つた、石川君[illegible]

[illegible]

轉居　麹町區元園町一丁目廿七番地　堺利彥

轉居　府下淀橋町角筈七百六十二番地　石川三四郎

◎紀念のチラシ

去る十八日亡妻の一週忌に當り、[illegible]ながら追善供養の志を以て、新に社會主義入門道のチラシを作りました、[illegible]の同志の方々あらば、郵券[illegible]にて御申込下さい、無代價にて差上げます。御申込は平民社内小生宛に願います

堺利彥

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

●罪悪なき者ある乎

山口孤劍

パリサイの學徒一日姦淫せる婦人を捉へてその前に現はれ來りて、エスよ姦淫を犯せる者は石を以て其の頭を撲つべしと、モーゼの律に聞く、今我等は彼女を撲つべき乎と、答石等に石を頭上に落下せんとするに閃めける悪者の瞳は火の如き涙に溢れ、傷ける小鳥の如くうなだれたる女の肩を撫し、顧みてパリサイの學徒に答へて曰く、汝等の中罪なき者彼女を石にて撲てよと、「汝等の中罪なき者彼女を撲て」之れ實に寛容寛度なる猶太の義人が、[illegible]に下したる一大宣告也、一[illegible]花にも[illegible]行あり、一塊の土石にも[illegible]あり、地上幾千の罪悪豈に其裡に[illegible]の含有せられざるならんや、婦の生める七人の孤兒を[illegible]の愛を以て盗みしジャンバルジャンは強盗とならざるべからざりしに非ずや、癈病に罹れる良人に[illegible]身の貞操を[illegible]いで十年一日の如く不[illegible]せし高[illegible]の[illegible]も大賊とならざるべからざりしに非ずや、餌を求めて蛇を與へらるる[illegible]乱れざらんや、[illegible]の[illegible]につゝ[illegible]れて知らずして罪悪の歴史を[illegible]るを知らざる也、[illegible]を味はし時、彼から若き半生の[illegible]に若き果實を[illegible]に更へたるを知らざる也、博士よ、學者よ、敎法師よ、暫く彼等を擯ること勿れ、牛よ、馬よ、犬よ、豚よ、猶ほ食物あり、寢床あり、明日の生計に心を勞することなくして職をつくすを得、神の形に創造せられたる人間にして、衣服なく、食物なく、睡眠なからしむる、之れ永遠の眞理なる乎、投げられたる石は行かざるべからず、生れたる人の子は活きざるべからず、活きざるべからず、活きんが爲めには食はざるべからず、而して食ふべく備へられたるパンは一も之れ無きを奈何、騎馬豈に青草あるに[illegible]や、牛豈に殺物あるに[illegible]んや、近松[illegible]林子が[illegible]の[illegible]主人公は大膽に叫破せり「天から降らうか、地から湧かうか、盗みせうより外はなし」と、盗みせうより外はなし、之れ千古萬古に渉つて人間の心臓より迸出する深酷なる叫聲也、思へ、勞せんか資本なく、乞はんか財力に限りあり、一生暴げて「掠奪」に向つて前む、今日の紳士閥が利子や、地代や、株券や、公債に衣食するもの、之れ勞働者の勞力に衣食するものにあらずや、其の盗める勞力に衣食せるものに非ずや、而も之れ彼等の罪なる乎、其の罪を悪んで其の人を悪まず、彼等をして「掠奪」することなからしめば、彼等亦「人」なり、我等勞働者の兄弟也、我等信頼し、協同し、提携すべき也、毒瓦斯に密閉せる室内にある者にして、誰れか窒息せざるものあらんや、罪悪横行せる社會にありて、誰れか罪悪を犯さゞる者あらんや、罪悪を示び、罪悪を受し、罪悪を蓄えしむる社會にありて、誰れか罪悪を犯さゞる者あらんや、トルストイ伯曰く「罪悪の根一度閃めく處其處に、必ず二つの陰影あり」と、無人島には罪悪なし、罪悪を行ふ者元とより咎むべしと雖も、之れを行はしむる者亦大に責めざるべからず、夕たの牧場に歸る九十九匹の羊は、道を失して深闇に迷へる一匹の羊を迎ふるの冷淡を忍び得べしとする乎、熱烈火の如きポーロは罪人の長と云へり、嗚呼精神ある人格ある人の子に鐵鎖を強ふる裁判官は、悉く[偽]善の君子なる乎、汝が囚人の罪を論ずる時、心靈の奥底に微かに響あり、「汝は罪なき者なる乎」この呵責を聞て能く泰然として愧づ事なき乎

昔者ユーゴー先生其著「悲惨」に叫んで曰く

人に法律を課せん限り罪悪は絶えざるべし、人が罪なくして生活せんとするは之れ天使の夢のみ、浮世の事、何物か罪悪ならざらん、罪悪は之れ重り也

豚を抱て人の臭を笑ふ、之れ今日の社會に非ずや、人よ暫く此の悲劇の前に瞑目して、神の子が如何にして罪悪の捕虜となりしかを思へ

●宮崎兄に答ふ

ふ、は、生

『宮崎君の檄を讀んで三等局員に訴ふ』

▲予は北海道の片ほとり、一三等局に勤務する所の、一電信技術員である、否、上に事務員を控ゆ、下に[illegible]の哀れなる勞働者である、君が本誌第廿七號に於て物せられた一文は、吾等三等局員を覺醒せしむるに偉大の力ありしは明かである、我が敬服する所の宮崎君よ、乞ふ暫く我が冗言を許されよ。

▲予が初めて通信事業に身をまかせしは、實に明治三十三年十二月下旬の時である、當時の予は電氣通信技術講習生の卒業證書を得し計りにて、[illegible]小學卒業の程度より持たざりし身の如何に得意なりしぞ、されどそは少時なりき、未だ二年の義務年限の半ばも了へぬ明くる三十四年の夏、予は遂に病魔の犯す所となつたのである、二等局に於ける過激なる勤務は、脆弱なる予の身を捕へて病魔の手に委ずる事を以てしたのである、然し幸ひにして月餘の靜養は予をして再び職に就くことを得せしめたのであるが、悲しや以後の予は以前の活潑なる少年ではなかつた、動もすれば、休養、睡眠の要之に予が非番の日に於ける唯一の務であつた、而て追々冬に向つた爲めと、病の重らぬ前途早く、養生の道を取つたゝめ、健康は追々恢復すると共に、職務には日一日と馴れて來て、予は再び前の得意に歸らんとしたのである、

▲而し夏は來た、暴然たる音響[illegible]の許に寸時の[illegible]も間なく、音信[illegible]飛散するを防ぐには[illegible]も窓も閉ぢ放つべからず、此の内にあつて二十四時間の勤務、壯者も尚ほ苦痛を感ぜずんばあらざるに、ましてや既に天與の健康を破れる身の、如何で堪へ得ようぞ、予は遂に醫師の勸めによつて、再び職を去つて病身を養ふの止むを得ざるに至つたのである、予は眞實針の莚を退くの心地もして、貧しき我が家に歸つたのである、予を見た父母の眉間には果して一種の暗雲の漂ふを認めた、それは只予の病氣を心配してのみではないのである、之れ實に再び明くる三十五年の五月初めであつたが、不幸の手の[illegible]は予の身を離れずして、家郷に歸つてより殆んど二ヶ月に垂んとする六月末、幾なくも○○郵便局より郵便事務の一通を手にしたのである、兄よ、[illegible]くも當時の予が胸中を察せられよ、病氣の故を以て予は遂に依願免職となつたのである。

▲職に就きてより一年有半、予は又しても父母の厄介になるかと思へば、心は常に平かならず、[悶]々として日を送れば、弱きに附け入る病魔は日一日と勢を増して來つて、今は食物も甘からず、立つて野に散歩すれば何れも予の心に悲觀の念を増すの材たらぬはないのである、山に倦き、川に倦き、野に倦きたる予は、一日家に籠つて靜かに考へた、予は通信者のために働いたそして職綱を得た、そして最後に予は糊口の道を斷たれたのである、一年半、纔かしといふ勿れ、健在を以て誇りし予の身體をかくも害ひしはそも何が爲めぞ、而も病めば即ち捨てらるゝ嗚呼!惟ふにかくまでに冷き者か

▲爾來再び、予の健康は漸次に恢復して來たので、三度立つて我が職を求めざるべからず、然し最早電信などの劇務に堪え得ようとも思へぬので、種々他方面に手掛りを求めつゝあつたが、之れといふ思はしき事もなく、面白からず日を送つておつた、時しも家兄は北海道におつて業の職に務めつゝあつたので、一には叔候の寒冷なる所より非道の念頭に驅く、なき所を上面して三十六年六月兄をたよりに漂然渡道の途に上つたのである、それより數日の後予は遂に北海道の土を踏んで暫く兄の元に異土の變はる風光を賞しつゝ、全力を注いで我身の振り方に付いて奔走したのであるが、何所に行きても今の世に牡丹餅で頬たゝかれる如き事になく、事毎に我意にたがひ、さればとて、家こそ棄しけれ未だ[illegible]勞働――肉体上の――に從ふた事なき身の、遂人の仲間入りも出來損れて、今は再び兄の悲境に泣くの運命に立至ると共に、[illegible]起りしは世に對する疑問と憤怒とは、今正に火口に噴出せんとする處の如く、予の心を突いてムラムラと起り來つたのである、危い哉、時や

▲[漠]然、[illegible]の如くに我が狂へる耳に響きしは何ぞ、宮崎先生の北海道遊説である、折しも所用ありて札幌にありし兄は早速行つて先生の教へを聞いた、予も又行きたさに堪えなかつたが、稍離れたる田舎の事とて特に旅費を費やして行くといふ力もなく、空しく北の空を仰いでおつたであるが、程なく兄の齎したる土産は、予の失望を充たすに餘りあつたのである、敬愛の社會主義書類、二日三日四日、予は一生懸命に讀んだ、そして兄に質問した、春風一度吹き來らば如何なる堅氷も[illegible]に、予の心は恰も死せし如き冬の世界より甦へりし春野の如く、それより常に一種の光明ある前途に認め得る様になつたのである、

▲而くる事亦五ヶ月、予は再び○○郵便局に入りて電信課に勤務する身となつたのであるが、その時の予は既に以前の予ではない、身には[illegible]たる前途の光明を認めて、一の堅かなる使命を帶ぶる所の我である、心[illegible]けれど體身自ら[illegible]に、前の病氣を呼ぶ事もなく、生活餘を此所に費やしたのであるが、切なる父母の仰せに從ひ兄弟手を携へて再び○○[故]郷に歸つて、今は其の地の三等局に、相も變らずコツコツとその日を送つておるのである。

▲予の身今や三等局生活に移つたのであるが、その勤務の狀は今此所に書くの[要]を避けよう、それは宮崎君明め、予が今向つて言はんとする諸君のあまりに能く知らるゝ事であるから、只昨年九月十月の二回に引續き二人の技術員の召集に應じて、殘るは予一人、十一月五月に至る七ヶ月の永きを、月に[僅]く一二日、それも四時間は非番の技術員を頼んで休む外、連日連夜の勤務に、其の間[illegible]に從ひさるゝ事七回、[illegible]我父母も大ひに案ふた。併し何餘の海水浴場の保養によつて辛ふじ健康はほゞ恢復したるの事實を記して止もう。

▲諸君よ、以上に記したる事實を以て、單に予一人の怨嗟の聲となす勿れ、我が幾百の同業者はかゝる酷遇の下に、日曜なく、祭日なく、夜より晝に、朝より夕に、孜々として我が職に盡るゝ汗をだに、充分には拭ひあへぬのである、予小さしと雖も如何でか默するを得んやだ、百萬の援兵に勝る宮崎君を得て、予は此所に我身を挺して立つて兄と共に呼ばん、嗚呼我が敬愛する全國三等局員諸君よ、何ぞ速かに來つて此所に眞個の光明に接せざる、予をしてマルクスに倣言せしめよ我等が持つ唯一の武器は團結也、全國の三等局員よ先づ團結せよ、而して彼等冷血動物をして吾等が前に懺悔せしめよ。

●沐猴冠

(秋水氏の「沐猴冠」に[illegible]) 三十六郎

△斷頭刀

衰へし意氣や春日の寃窓に骨刺さる思ひあゝ囚れの身

△[illegible]

かゝやかに牢屋の裡よ聖火燃ゆ追懷淡き將た與充つる今

△反側[illegible]

石に臥す幾[illegible]堪へしな何との罪ぞ闇夜なく〳〵魔や竊ひし

△散落花

いたつきに杯興樂の淡き見ぬ落ち來る花の地にどいるかな

△入獄[illegible]

有尺や花にもまして樹の葉の影に月見し夜のわくかれ

●歸郷雜咏

赤羽生

三年ぶり我がふる里に來て見れば、父は病みまして、田園荒れぬ。

里の子等に見知らぬ面[illegible]、わゝ我れ茲に流轉十年。

十年見ざる友に會ひぬる心地して、思ふさま撫しぬ、道祖神の頭。

[illegible]り壁やぶれたる[illegible]が門に、高く揭げたり、「祈戰勝」の旗。

なつかしの鎭守の森よ、心あらば、昔の歩を我れに語れよ。

●憤の炎

不知火

民は皆な足[illegible]頭を何のたわれ、館に女を召す[illegible]人

笑みますか[illegible]白[illegible]おのが犠牲と、虚榮に[illegible]りのスレーヴの宰相

「狐狸[illegible]去り今し小村を盗み去る」と、天も烈けよの幾人の叫([illegible])

僞善者に諸耳ふさぐ民はなく、いかな三千人堂に集ふよ([illegible]) [illegible]

Digitized by Google Original from CORNELL UNIVERSITY

同志の運動

▲鈴木君追悼會の記

八月六日午後四時海岸教會に故鈴木秀男君の追悼會を催ほした、集まる者吾黨の同志及び教會員で三十餘名、泣いて君が生前を語りし基督教徒もあれば怒つて君を殺したる政府に復讐せざるべからずと罵りし若き社會主義者もあつた、散會して後ち吾黨の士はふたゝび曙會倶樂部の樓上に集ふて夜遲く迄君の事ども語りあふて其の面影を偲むだのであつた、噫吾等君を思ひ君の母堂を思ひ時未だかつて涙なきを得ないのである、學も無い才も無かつた、乍併君は確かに其同胞の爲めに世に立ちて眞面目に働いた人であつた、噫君逝いて吾等は重き責任の吾等の肩に荷せられた樣に感ぜられるのである、君の母堂は年六十餘君を失ふた悲しさに恰も喪心した者の如くである、噫人は此くの如き悲慘なる事を造つて尚は戰はねばならぬ義務があるのであらふか、滿洲や樺太を占領する必要があるのであらふか、然れ共吾等は信ず、君が此の惜しき犧牲は他日吾黨の大凱歌たる事を。（寒村生）

▲室園平民倶樂部例會

八月七日午後八時、第五回室園平民倶樂部例會を開く、來會者目黒常吉、倉本順吉、千葉宗治、鈴木清太郎、日野武、田原一之、松岡宏一、中谷保成の八名、今回は始めての來會者あり、且つ社會問題解釋法に就て意見の異なるものもありたるにつき司會者中谷氏は室園平民倶樂部の來歷を極めて簡單に説明し、次で向上主義第九號第一面に掲載されたる海老名彈正氏の社會主義と其の批評を試み、衣食足りて禮節を知るとは[illegible]にあると絶叫し、次に日野氏は平民倶樂部員は大なる自覺を以て社會問題を研究せざる可からず、研究によりて求め得らるゝ[illegible]、松岡氏は切に[illegible]封建制度の時代から遷し凡ての生產機關を所有者即ち資本家なるもの之が[illegible]時代となれりと論じ了り、豫定の時間十時を過ぐること五分、司會者は社會主義の[illegible]を合唱して閉會する旨宣告せり

▲青森杜陵例會（第一回）

七月廿日午後七時半より弘吉館の樓上に開く、出席者は大賀、高野、貝森、山口、立花、小林、島津[illegible]の九名、[illegible]の中の鬱陶しきにボンヤリとした燈火、何だか破壞革命黨が地中の秘密室とでもいふべき有樣である、松は偶然により露拂として演壇に立ち、利己主義の害毒を擧げて之を排し、貝森君は自己の立場（歯科醫）から患者に關する社會問題を論じた、是に於て大賀君は前二君の所論を研究せんとて、主として私の所論に就いて談られた、其の流暢の辯は會衆をして衷心讃歎を禁じ得ざらしめた、次に島津君が登壇し、勞働の過度が生理上に及ぼす害毒を擧げ、是等の結果を絶滅せんと希ふ者は必ず社會主義に來らなければならぬと沈痛の語氣を以て説いた、茲に講演が終つて各自和やかに茶を汲み交された、會を終つた時、弓張の月は美知島神社の森に落ちんとして居た（星生）

▲門司勞働協會記事　吉野

△去る五日偶然にも山口義三君、福岡の栗生女史、小倉の杓子君等が秋民庵を訪つれて下さつたので、思ひもよらぬ集會が出來た、粗末ながらも夕餐を共にしての快談は近來に稀なる愉快で、殊に栗生孃と山口君との激論には、夜の更くるも知らで興味を覺えた、△六日は本會の例會で、場所は城野村の忠魂堂、集り來りし同志十餘名、四圍の松林より通る涼しい風に吹かれて堂主柴田君よりの饗應に舌うちつゝ、思ひ／＼の氣焔は盡くる時なく、到頭汽車に乘り遲れて了まつた、されど澄る月夜に木田の畔道を氣焔吐きながら歩く快さは又一入な者であつた、一同が小倉の本部に着きしは午後十時過ぎ、△來九月第一日曜日は福岡市に於て大會を開く、同志の來會を望む

▲同志諸君に謝す　（横濱）

去る十三日午后七時より金岡亭に於て社會主義演説會を開く豫定で先きに直言紙上に廣告まで出して置いたのであるが其の數日前になつて席亭主人は急に謝絶して來たのである、其の理由は吾人が非戰主義を唱ふるので或る處から種々注意が有つたからとの事で無理にとも云へず演説會は中止する事としたのである、で當日會場迄御出での同志諸君には何とも申譯がありませぬ故に謹むで紙上を借りて謝します、吾等は唯一の會場を失ふた毎月一回の演説會も催す事が出來なくなつた此の干涉は何處から出たのかは吾人茲に輕々しく言ふ事は出來ぬ乍併吾人は決して此れに依て挫折するものではない演説會が出來なくなれば路傍演説でも何でもやる要するに吾人は奈何なる手段を以てしてか常に傳道てふ事を怠らぬものである（横濱談話會の一人）

◎婆　言　介山生

△「社會主義者には人格低き者多し如何。」と。是れ北の某牧師より我黨の木下氏に向つて發せられたる質問の一節なり。余は此句に接し憮然として襟を正せり。嗚呼是れ直ちに余を戒むるの警鐘にあらずやと。

△通じて社會主義と云ふ、其の自覺の前後によつて指導者あり、被指導者あり。被指導者もとより輕んず可きにあらず。されど指導者の地位にあらんとする者、[illegible]無くして可ならんや。

△「靈」の向上と「肉」の合致を以て始めて圓滿を期す可し。然れども「肉」の供給未だ足せずんば「靈」の高下に責任無しと云ふ如きは斷じて不可也。

△[illegible]氏[illegible]止の告白を見て余は[illegible]氏の眞摯なる人格に更に敬意を加へたり。近日一雜誌の六號文字は之に對して下品なる冷評を加へたるを見き、敢て疾呼す可き程の事にあらねど、余は常に人の「眞面目」を敬び最も「冷評」なるものを嫌ふ。而して余は人の「眞面目」を冷評する程人格の下劣を示すものはあるまじと思ふ。

△人生の不安職業難きより甚だしきは無し。我黨の士主義に熱烈なるは可矣。職業を輕んずる事あらば大なる錯事也。たとへ一日に二十錢の費用を要して、十錢の收入しか得られぬ職業なりとも、輕々しく之を捨つる勿れ。

△忠實に職を盡して職を奪はるゝ上は已む無し。男子學生の反抗を試むるは斯かる際也。死を以て爭ふ可しと獨憐れむ。今の世には職を求めて職を得ざる人多し。甚だ多し。將來益々多からん。余豈一片痛心に堪えざるものある也。

●悲歌一曲

利根の川畔に老夫の歌へるうた　孤劍生

長なる我子はもろこしの
戰に徵され十年餘
九連城の夜あらしに
砲の煙と消えしより
嫁は慵姫に緇知えて
たえなむばかり歎きつゝ
栗の花ちる雨の朝
杜鵑のこゑに魂のせて

その弟は鍬とりて
下野波よる鐵腕に
小田すきかへし畑うち
汗の清水の香ぞ慕ひ
桑の葉蔭に平和の
まとゐもしばしロシヤ討つと
椰子樹茂れる臺灣の
戰の旅に病み失せぬ

末は娘のお菊とて
隣花笠、紅緒に
匂ひやさしき細眉を
村の生命とうたはれし
それも夢か工場の
とある夕べ歯車に
胸をはめて鮮血に染みて
器械の犧牲と逝きにしよ

畑には瓜の花咲きて
軒の葡萄はみのれども
三人の子をし失ひて
老の愁の堪えがたな
よし利根北に流るとも
我が悲哀を解きえんや
筑波の山に心あらば
今日の夕をくもれかし

◎チラシの色々

左の四種のチラシ御入用の方は表題を指定して御注文あれ、御送金は郵便切手にて宜し、實費一枚約一厘と郵税とを見積り、相當の枚數を計算して直ちに發送いたします

△社會主義の檄　△社會主義とはドンナ者
△社會主義と女子　△社會主義の歌（譜入）

▲外に配布用として直言の舊號を多數に要せらるゝ諸君には紙代郵送費にて進呈す、郵送用の切手を封入して御申込あれ

●新刊紹介

▲日露大戰史前編（國民中學會編）　本書編を分ちて前記、本記、餘記の三部となす。前記は之を「日露外交十年史」とも稱すべく、筆を遼東の還附に起して日露兩國交涉の斷絶に終る、本記は即ち本書の最主要なる部分にして、仁川津頭、旅順港外の海戰より遼陽占領に至る連戰の狀を詳記す。餘記に至りては軍人の逸事美譚を集めたる「忠烈美譚」、及び「兵器小解」「軍事概覽」等より成る。總體六百頁の大冊子なり。若し夫れ本書の記述する所、其の詳密なるの長は之あり、而も事の眞面眞相を闡發するの能は未だ之ありと云ふ可らず。其の細岐に渡りて戰鬪の實況を叙ふの優は之あり、而も事の大綱を提げて形勢發展の狀を掌中に見る如く明かならしむるの優は未だ之あらず。卷頭に揭げたる數葉の占領地圖及び海陸戰鬪圖の如きも甚だ綿細を缺くの憾ひなきに非ず（價金一圓五十錢　神田北神保町國民中學會）

▲西行法師傳（梅澤和軒著）　武人として、法師として、又た歌人として卓出せる西行法師を叙する、多方面の識見と批評眼と趣味とを有するの要あり、洵に西行を傳するは甚だ難事なりと云ふ可し、本書は傳記、西行の人格、西行の著書、西行の文章、西行の和歌等の諸大項に分つ、傳記の文體は物語撰集抄などの文と色彩を同じうせんがために平淡の流を汲みたる、に依り、其の文章は甚だ優雅なるを得たるの觀あるも、事を序する餘りに散慢に失して引き締らず、爲に人をして倦怠せしむるもの多しと云ふ可し、其の人格を評するの一段に至りては、說釋餘りに單純なりといふの謗りを免れず、吾人は一層の精査と評論とを施されたかりしと惜まるゝなり（價四十五錢本郷四丁目文明堂）

▲人生の行路第二（吉川潤二郎譯）　第一編は主として品性の修養を說けり、人格論、勇氣、眞理、職分、實例の効用、精力の發展、成功と忍耐、時間の嚴守、正直、習慣を論ず、多忙利と早急者、節儉、勤勉、進步的生活、修養の意義等の諸項に就き、修養の心得を說くこと頗る要を得て且つ能く懇切を極む、敎ふる所、すべて平凡ならざるに非ざるも、[illegible]とに依て能く大器晩成の一針路を得べし（價三十錢　駒込西片町出版協會）

▲てがみ雜誌（二の五）　麴町區有樂町三の一　有樂社
▲經濟新聞（四一）　日本橋蠣殼町一の四　其社
▲法律[illegible]（[illegible]六）　芝三田四國町法律顧問會
▲九州家畜雜誌（一三）　熊本縣玉名郡野水村　其社
▲婦女新聞（二七五）　牛込東五軒町　其社
▲南信評論（一五九）　信州上諏訪町　其社
▲史學界（七の八）　淀橋町高柏木　其事務所
▲月刊スケッチ（五）　本郷元町一丁目スケッチ會
▲文庫（四）　本郷駒込西片町出版協會
▲大日本（一の十）　府下豐多摩郡淀橋町　其社
▲新希望（六六）　豐多摩郡淀橋町字角筈　其社
▲醫法（八）　芝露月町　滋盟社
▲好學雜誌（二六）　麴町區三番町八　三好學會
▲人性（五）　日本橋通二丁目　裳華房
▲中央農事報（六五）　芝公園十號地全國農事會
▲明義（六の七）　麴町區紀尾井町　其社
▲近世評論（七八）　京都上京木屋町大阪町　其社
▲和融誌（九の八）　麻布曹洞宗大學內學窓會
▲むさしの（五の三）　麴町飯田町古今文學會
▲熊本慈善新報（四八）　熊本市東坪井町　其社
▲ふみのとも（五）　日本橋通一丁目大倉書店

堺利彥著　半生の墓　（來る十八日發賣）

（定價金三十五錢、郵稅を要せず）

著者卷頭に題して曰く▲明治卅八年八月十八日、亡妻美知子一週年の紀念として此の書を發行す▲此の書は予の半生の墓にして又美知子の墓也▲予は石の墓を作らずして、茲に此の紙の墓を作る

●本書目次

●予の半生●哀史梗概●不知所往列傳●永久の滿月●僕にもオバアさんが欲しい●小供の導き●細君の說法●獄中生活●風流乞食●一人の要する土地幾許（トルストイ）●別莊拜見の記●其他數篇

發行所　東京市根津宮永町卅六　平民書房
取次所　東京市麴町區有樂町三ノ一　平民社

名士肖像　平民社繪端書

マルクス（近世社會主義の祖）
エンゲルス（近世社會主義の祖）
ラサール（獨逸社會民主黨建設者）
ベーベル（獨逸社會民主黨首領）
トルストイ（露國非戰主義の老儒）
クロポトキン（無政府黨首領）

一組六枚定價十錢
郵稅五組まで二錢

名士肖像　平民社繪端書

◎小品千題　智識と趣味　斯波貞吉編　定價卅五錢

現代最新の智識と、滑稽諷刺の妙味と、小品千題の中に併せ收めて、正に是れ避暑消閑の好伴侶たり△珍釉美本、讀書子の愛玩に適す

△發行所　東京根津宮永町卅六　平民書房
△取次所　東京有樂町三ノ一　平民社

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

文學博士 坪内逍遙先生書簡
坪内孤景君著
中島孤島君 兒玉花外君 編輯

新版 宗教と文學

●菊判四百頁餘 ●正價八十錢 ●郵税十錢

孤景君の名は國難に殉したる文士將校として夙に江湖に喧傳せらる、本書收むる所「宗教に於ける罪惡觀念の發展」は、著者が半生の研鑽に成り、學者としての著者を窺ふべく。佛國文學の大勢を講じたる「佛蘭西近世文學史」に於ては、文學史家としての著者の筆力を窺ふべし「當世教師生活」の一篇は、著者が唯一の小説にしてまた著者が自傳の一節を見るべく、其他雜纂に收めたる幾篇の文に至りては、論文に、美文に、新體詩に著者の才能の如何に多方面なりしかを知るに足らん著者の身は、太石橋の土に歸せりと雖も、著者の精神は本書の中に在りて、永へに生く、曩に著者の死を愛惜せる世人は、更らに本書によつて著者が生前の面目に接するを得ん、

發行所 東京本郷四丁目五 電話下谷二〇二九番 文明堂

貧の朋友

第五版

宮崎湖處子題 ▲宮崎右夫著

（萬朝報評語）

此小冊子青年社會に評判宜しと聞き試みに之を繙きたるに如何にも學資に窮する書生等に多く慰めと勵ましとを與ふるが如し拾五錢の定價は苦學生にとりては大金なれども此書の如きものに費さば有益ならん

定價金拾五錢▲郵送費貳錢

人生の行路 第二編 品性の修養
渡邊修二郎撰 英和日用會話
金參拾錢 郵税四錢
金四拾錢 郵税四錢
▲版元 東京駒込西片町十 内外出版協會

詩歌雜誌 國詩

▲刷新 卷一號六 九月一日發行

▲「はひしほ」國詩に合同す故に本誌第六號よりは詩とその姉妹文藝たる小説、美文の創作批評をも揭ぐ▲新體詩は清水橘村、前田夕暮専ら擔當し▲俳句は谷村可咲▲小説美文は高信峡水▲又は廣津柳浪先生贊助せらる、先輩には薄田泣菫、蒲原有明、岩野泡鳴、木村鷹太郎先生等あり▲第六號には○間は例へば 岩野泡鳴○丘上吟 前田夕暮○若き女 高信峡水○桃のはえ 前田月一露○炎の夢 清水橘村等あり 然して橘村の『炎の夢』果敢なき新沙彌の戀を歌へる熱烈なる叙情的叙事詩なり

▲今回より四六版二倍掛▲投稿歡迎

▲定價一部金七錢▲六部前金六十錢 直接申込者を社友となす

發行所 東京府豊多摩郡下澁谷 國詩社

大賣捌 東京堂○北隆館其他

●齒科治療 自午前八時至午後六時
齒科醫 吉瀨才一郎 神田區須田町二十六番地
勞働者諸君に限り藥價診察料共に御隨意
晝間執業者の便利上夜間十時迄治療仕候

辯護士 今村力三郎
東京市神田區今川小路二丁目十四番地 電話本局一九四〇番

新公論

●本月一日發行目次
▲社論 人物標準の變遷 ▲縣郡全廢の議（鎌田榮吉） ▲日露兩國の自治制に就いて（井上友一） ▲現時の教育を論ず（高島平三郎） ▲男性觀と女性觀の進歩 ▲掏摸の經歷譚（本田増次郎） ▲栗本廣勝氏の花柳病雜話（は本號にて完結す） ▲人物評論（蘇村隱士） ▲小説 舊蝸廬 ▲日本人大持ての南米（▲日本人排斥の眞相（海外新潮）） ▲時事罪言 ▲雜誌の雜誌（其他材料豐富）

●定價 一冊郵税共十三錢半年七十六錢一年一圓四十二錢 清韓以外は郵税一冊六錢
●賣捌 東京堂 上田屋 文明堂 其他各雜誌店

東京市本郷四丁目四番地 新公論社

ライオンはみがき
赤鑵入
体裁優美にして能く香氣を保ち頗る携帯に便也

活版印刷
東京 鄕 地
株式會社
國光社
電話新橋二六九三番
特電話新橋八八番

金鵄ミルク
世界學貳等

東京市大傳馬町一丁目
逸見山陽堂
電（浪花）三三五

平民文庫出版廣告（郵税不要）

●社會主義入門 平民社同人編 定價十錢
●消費組合の話 石川旭山著 定價十二錢
●地上の理想國瑞西 安部磯雄著 定價十五錢
●社會民主黨建設者ラサール 幸徳秋水著 定價十五錢
●土地國有論 西川光次郎著 定價十錢
●富の壓制 西川光次郎著 定價十錢
●經濟進化論 田添鐵二著 定價十五錢
●小説 火の柱 木下尚江著 定價卅五錢
●小説 良人の自白（上篇） 木下尚江著 定價卅五錢
●小説 良人の自白（中篇） 木下尚江著 定價卅五錢
●革命婦人 平民社同人編 定價十二錢

五錢本之部 一部價五錢郵税二錢 但二部以上郵税不要
●百年後の新社會 堺 枯川抄譯
●理想鄕 堺 枯川抄譯
●ジョン・バーンス 西川光次郎著

轉居 麹町區有樂町三丁目一番地 齋藤兼次郎

海老名彈正 松村介石 兩君序
永島忠重著編
蕃山拾葉 價卅五錢 郵税四錢

英雄儒熊澤蕃山子、遺すところの訓戒說論百六拾餘篇を收む、其卓越せる識見と、超凡なる人格とは、以て萬世の師表と爲すに足るべく、其時代を超絶して千歲に貫くの大精神は、以て國民の誇りとするに足るべし、若し善く此書を讀む者は必らず得るところ大なる者あらん。

發兌 東京市京橋區尾張町二丁目 警醒社書店

廿世紀之婦人 每月一回（一日）發行

定價郵税共一冊十錢 六冊前金五十五錢

本誌は乙女の自助的經營になれる本邦最初の婦人雜誌たる本誌は常に現下の時流に卓絶して本號 相原信治氏の女子教育弊害論、默從迂婦人問題管見の兩篇は筆鋒益々精詳を極め、上秋劍氏の我邦婦人の眞相、岡野秋子の殺人愛は奇警の辭句、兩々相對し島貫日本力行會長の米國婦人、檜橋志田文學士の北海道とアイヌ研究、さち子の結婚に對する米人の思考（雜錄）は斯種雜誌中好讀物なり其他想苑、雜錄等の諸欄何にも以て婦人を警醒することに努む清新にして趣味に富める材料なり

發行所 東京麹町區飯田町五丁目十 北海道婦人同志會
大賣捌 東京本郷一丁目 東亞堂

辯護士 花井卓藏
東京市神田區錦町一丁目二番地 電話本局八八三番

●神經衰弱 遺精早漏陰萎勃起力記臆力衰退手淫の害
●陰莖包皮無痛速治療法
●梅毒●りん病●痔疾
●婦人科●せうかち●子宮病●血の道●月經不順
●地方患者は返信料添へ申込む可し
東京市神田區西今川町三番地 愛生醫院

辯護士 卜部喜太郎
東京市麹町區上六番町二番地 電話番町六二六番

▲本紙定價 一部三錢五厘、廿部前金六十五錢 五十部前金一圓六十錢、郵税不要
▲廣告料 一行十九字詰三十錢
▲注文 は總べて前金に限る
▲郵券代用 にて御送金の場合は必ず一割増とし成るべく五厘の切手を用ひられたし

發行兼編輯人 原眞一郎
印刷人 山田金市郎
發行所 東京府荏原郡入新井村字新井宿二五五七番地 直行社
發賣所 東京市麹町區有樂町三丁目 平民社 電話（本）三三六二
印刷所 東京市京橋區[illegible]番地 株式會社國光社 電話新橋八八、新橋二六九三

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY